

2007年12月10日

3:04

今日は規制のガバナンスについて。そして日本の規制の改革についてガバナンスの視点から捉えてみようということね。

補論：規制のガバナンス

そもそも規制のガバナンスとはどのようなものなのか。

- ・ 発展型国家から規制型国家へ? (ジョンソン)
- ・ 問題は、規制のガバナンス。
- ・ ガバナンスとは、政府の意思決定が利害関係者(ステーク・ホルダー)にとって適切に行われるような仕組み・制度。統治・協治・治理。

これは当たり前ではないかとも思われるが、実はこれまでの規制のプロセスを見てみると必ずしもそうではなかったのではないか。利害関係者にとって適切に行われているとはいいいにくいのではないかということね。このガバナンスという問題が割と人気になってきているのだが、なぜそのような視点が重要なものであると認識されるようになってきたのかということ、それは以下の理由による。

- ・ 政府は誰のものか――従来は政・官・業の既得権ネットワークのもの。これからは生活者・消費者・納税者・有権者など一般市民のもの。

このような問題意識が台頭してきたからだ。従来は政治家・官僚・業界の、既得権を得ているグループ、つまり族議員や各省の官僚や所管される各業界のグループのものであったと思われる。従って、各産業会の要望を受けた族議員が各省の官僚に業界に有利な規制を引き出してくるのだ。これが既得権になって利益になってゆく。こういうイメージね。従って政府というのは、政官業の限られた生産者のグループの立場のものであった。

- ・ 規制は、一般市民にとって適切に行われているか。適切に行われる仕組み・制度は何か。
- なので、これからはむしろ生活者・消費者・納税者、有権者といった一般の市民が政府を利用して利益を得てゆくという方が適切なのではないかという風に考えられるようになってきた。規制についても、このようなガバナンスの視点が当てはまるのではないかというのが規制のガバナンスの重要な趣旨である。この視点というのは先進国では比較的共通の視点になりつつある。

経済協力開発機構（OECD）という先進国の組織は、実は働いている人たちは1000人くらいのエコノミストの集団、シンクタンクであるといわれている。この組織が規制のガバナンスということに対して、特に日本の規制改革に対して、最近は強い影響力を持っているように見える。なので、どのようにしてOECDが日本政府の規制改革に影響を及ぼしたかを考えてほしい。

価値のハイラーキー

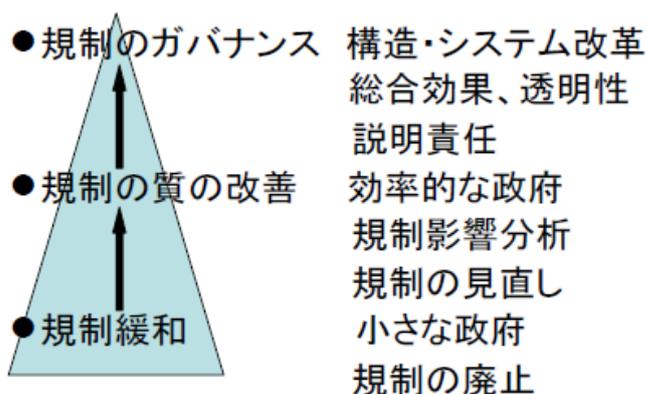
	短期的な重要性 応答的な政府(responsive government)は、その日の政策を公正に執行する。顧客集団のニーズに応える。顧客集団とコミュニケーションしたり相談したりする。	現行の政策は関係市民のニーズに応えている。
	応答可能な政府(responsible government)は、	

価値のハイラーキー



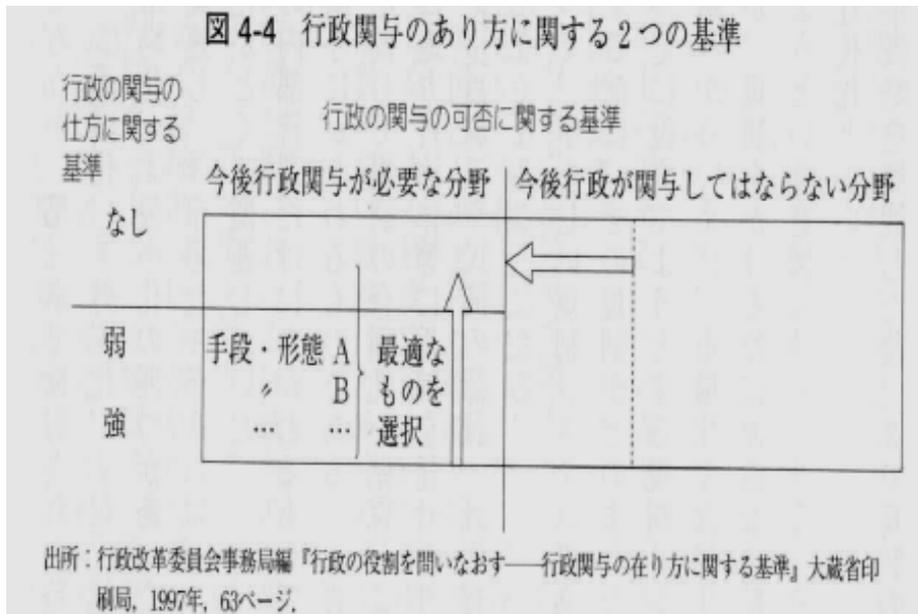
政府を現代化・近代化するという本に、ガバナンスを確保してゆくということはどういうことなのか、つまりどういう価値観があるのかを示した図がある。それがこれ。短期的な価値から長期的な価値の三段階に分け、それぞれの価値を実現してゆくのがよいガバナンスを実現してゆくのがよいガバナンスを実現してゆくことなのである。詳しくは図を見て。

規制改革の進化



上の図といわんとしていることは同じこと。これは価値観のヒエラルキーを規制改革についていうとどうなるかということを表したもの。最初は規制緩和。それが段々と高度化してゆく。規制の緩和というのは、規制をやめたり規制の量を減らしてゆくという意味であるが、そういう量的なものではなくて、次第に「規制は必要なものもあるだろう、しかし質を改善してゆくのだ。」という風になり、最終的には「規制のガバナンスをよくしてゆくんだ。構造改革や透明性、説明責任を確保しよう」ということになってくる。

図 4-4 行政関与のあり方に関する2つの基準



これは97年に当時の行政改革委員会の人を作ったものである。行政関与のあり方に関する二つの基準である。今のような、規制改革という点でいうと、行政の関与が今後も必要な分野に絞ってゆく。そして関与の仕方についても強制力の強いものから弱いものへ、そして最終的には強制力のないものにしてゆくのだという二つの基準を示した。

図 2-4 規制代替策のスペクトル

競争		政府主導の解決					独占		非経済活動			
市場主導の解決												
自由市場	一般競争政策が規律する自由市場	(消費者の選択肢を拡げるための) 情報開示	民間部門の自主規制 (自主協定、民間基準)	政府による市場インセンティブの設定 (税、価格シグナル、財産権)	プロセス規制 (企業にリスク評価を求め、費用対効果が大きい規制を追求)	パフォーマンス規制 (政府による目標値の設定)	統制	被規制の私的独占	民間委託	公的独占の法人化	公的独占	政府による経済活動の禁止
様々な政策手段を活用することの意味												
	有効競争に向け適正な枠組みを提供する。	非対称的な情報の開示義務により、情報コストの最小化を通して市場を効率化する。	市場参加者の間に良い商慣行が存在しているならば、規制が困難で、事業者の合意が重要となる。	効率的な市場の存立のため、外部性は正しく一目標となる。	基準の設定は必ずしも容易ではない。ここではシステミックな思考法と情報開示の利益が重要となる。	特定の基準を設定できるが、(技術の変化が激しいため)、多くの技術的解決法がある。	政府がリスクを取り、重要な価値を確保するため高水準のコントロール以外にはほとんど選択肢はない。	高い自然独占度を持つが、パフォーマンス基準を設けることが可能である。	いくつかの事業は競争的でありうるが、総生産量の規制は困難。引き続き供給をコントロールすることが望ましい。	強い国家独占的な性格を有する。複数の目標を達成しなければならず、生産量の規制が困難である。		

これはOECDが01年に規制政策というレポの中で示した規制の枠組みである。左から右にいくにつれて政府の関与のレベルが強くなってゆく。なので、左側が自由市場となっていて、右が経済活動そのものを政府が禁止してしまうということになっている。大きく分けると独占と競争という風に分かれる。それで競争の中に今話している政府の関与、規制というものの弱いものから強いものにかけていくつかレベルがある。独占の方は公的独占として私的独占に分かれている。

表を見てみよう。自由競争の隣は、一般競争政策ということである。一般競争政策が起立する自由市場ということで、有効な競争に向けて適切な枠組みを提供する。それから隣が情報開示。消費者の選択肢を広げるための情報開示がある。消費者というのは生産者に比べると情報についてやや

劣っている。情報の非対称性がある。そこで生産者、あるいは行政に対して情報を開示させるという義務づけをすることによって、消費者の情報コストを減らして市場を効率化するということね。次は民間部門の自主規制。自主協定や民間の基準作りをするのである。こういう自主規制をすることで市場参加者の中によい習慣が存在している場合には、事業者間の合意が重要となる場合に有効である。ただ、この自主規制に関して注意が必要なのは、カルテル・談合に変質してしまうおそれがある。民間企業の間競争関係があるということが消費者にとっては好ましいのだが、必要に応じて自主規制をしなければならないという場合があるのである。特に貿易関係において、例えば日米の貿易関係において、80年代だと日本はアメリカに対して大変大きな貿易黒字を発生させていた。なのでアメリカから見ると対日貿易赤字が大変大きいということで、アメリカは日本に対して、「何とかしろ。自主規制をして輸出を抑えてくれ」というように圧力をかけてきたことがある。実際に自動車業界などでは年間168万台の輸出枠を設定したことがあるのだが、これが自主規制の典型的な例である。まあ市場に任せるのが良いんだけど、政治的な貿易摩擦が政治問題化したということでこういう自主規制が求められたことがある。

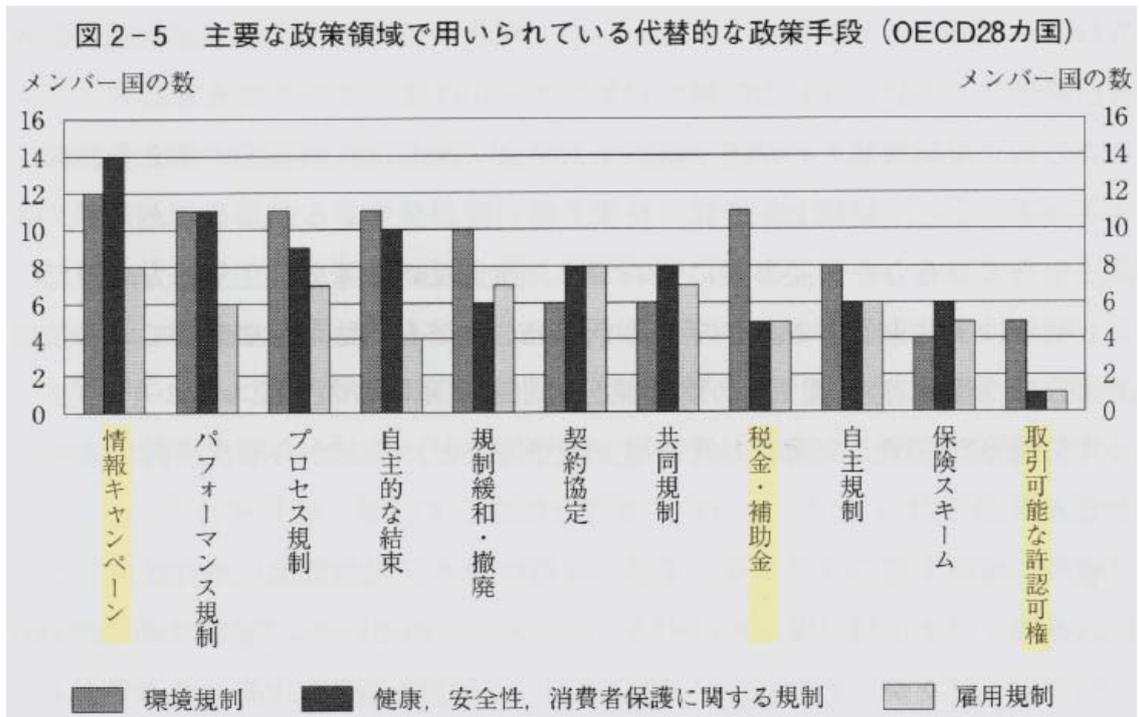
次は市場インセンティブを設定である。例えば税や、価格シグナル（価格を誘導する）、財産権を設定するなどして市場インセンティブを設定するということがある。外部性を是正する。その次にプロセス規制というのがある。企業にリスク評価を求めて、費用効果が大きい規制を追求する。基準の設定は難しい。システミックな思考法と情報開示の利益が重要となる。つまり情報開示や透明な規制のプロセスを求めてゆくということになる。

次にはパフォーマンス規制というのがある。これは例えば政府による目標値を設定するということがある。従って、特定の基準を決定することができる。技術の変化が市場で激しいので、基準というものが永遠に一定ということはある得ないのだが、何らかのパフォーマンスを規制しなければならないということはある得る。さっきの168万台の輸出枠というのは、これはもし自主規制が守られなかったら日本政府はどうしたかということ、貿易管理法に基づく輸出規制を発動することも考えていた。これは典型的なパフォーマンス規制ということになる。ここまではいかなかったが。

最終的には統制ということになる。コントロール・エコノミー。政府がリスクを取って、重要な価値を確保するために、高水準のコントロール以外にほとんど選択肢はない。価格統制が行われる。これくらいになると、かなり社会主義経済に近づいてくる。ただし、所有形態事態は民間にあるという状態。日本での戦争直後に統制経済が行われた。

次に、独占の方は競争関係にある企業が一つしかないということで市場を独占している状態である。その中でもいくつか分かれているが、大きく分けると公的独占か私的独占かということになる。それぞれにおいて二種類ずつある。いずれにしても独占の場合には企業が一つしかないので、競争関係にあるとはいえないので、独占企業に対しては政府が適切な価格設定や民間委託、あるいは独占に伴う色々な弊害を取り除く仕組み（例えば独立行政法人化）などがとられる。

このような枠組みをOECDは出している。大体規制改革というと、一つはできるだけ市場を自由競争の方へもっていくというところがあるわけだし、もう一つは適切な仕組み（例えば情報を開示する、説明責任を求めてゆくという仕組み）を具体的に設定してゆくということが課題になってゆく。



これは今いった2001年にOECDが出したレポの中の図である。実際にどの規制の手段をどのくらいの数のOECD諸国が採っているか。これは環境規制、健康・安全性・消費者保護に関する規制、雇用規制、の3つの規制分野についてまとめたものである。

一見して明らかなのは、各国ともどの分野についても行っているのが情報キャンペーンである。例えば、環境をよくするために省エネをしましようというスローガンのようなものがある。

一番右側にあるのは、許認可権を設定するという事で、もっともハードで古典的な強制力を発動するようなものとなっている。これは各国ともあまり行っていない。環境規制については多少あるのだが、環境規制の中でもそういうハードな強制力の発動は少ないということがわかる。

税金や補助金を使って規制を行おうということについては、規制全体の中ではそんなに多くなってきている。ただ、規制の中では、環境規制については環境税をヨーロッパでは特にやっけて、民間の規制をしてゆくということがある。日本はまだだけだね。と考えると、健康・安全性・消費者保護に関する規制や雇用規制については税や補助金はあまり用いられていないという特徴がある。

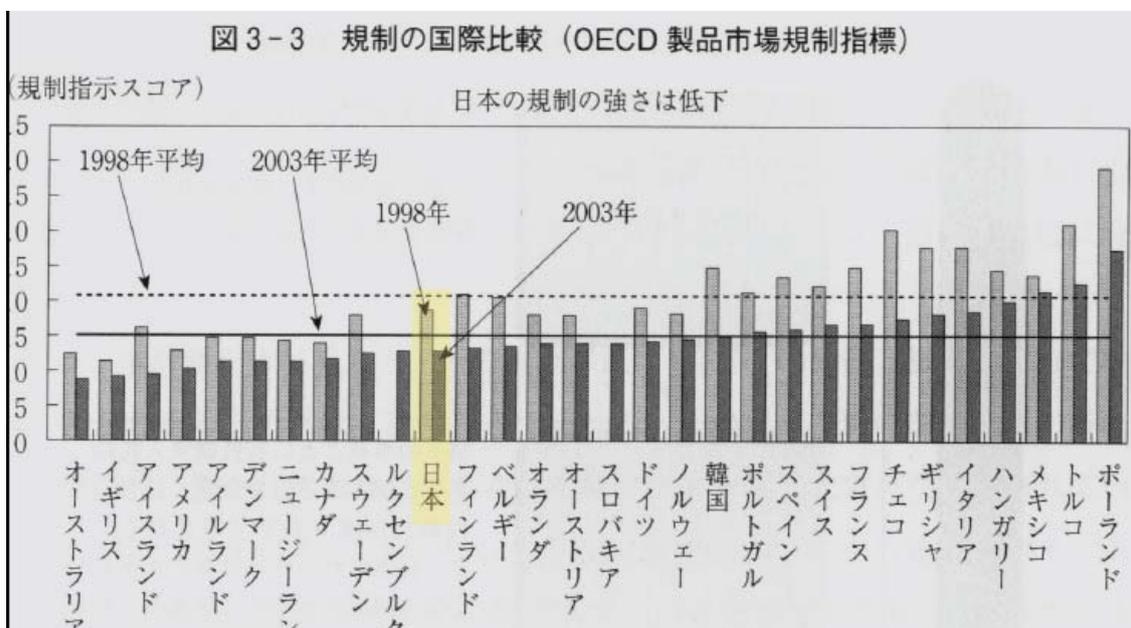
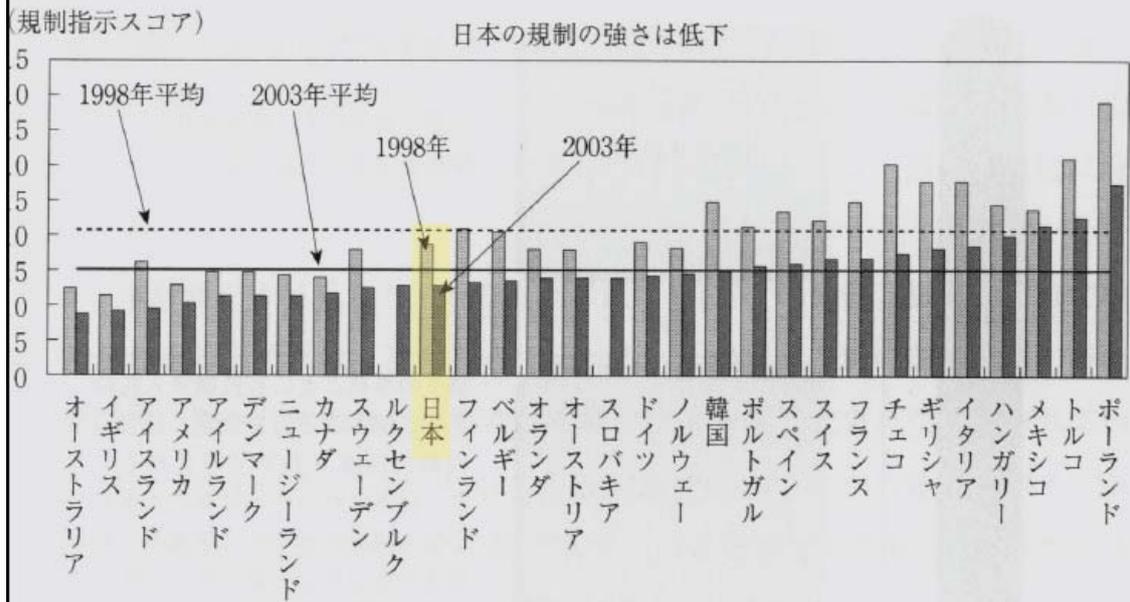


図3-3 規制の国際比較 (OECD 製品市場規制指標)



98年の平均よりも03年の平均は若干下がっている。従って各国とも、規制改革をすることによって、規制の強度が低下したということがわかる。日本の規制の強さもこの5年間に下がっている。OECDの平均よりも下がっている。これを見ると、日本は比較的他の国よりもよくやっているということがわかる。

表4-1 1995年までに 各国が行った規制改革戦略

	オーストラリア	アイスランド	カナダ	フィンランド	ドイツ	アイスランド	日本	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	英国	米国	点数計
1.明確な規制改革政策の立案	●●		●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●			●●	●●	●●	●●	23
2.相互競争分野における反競争的な規制の除去	●●	●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●	●	●●	●●	●●	●●	24
3.規制の質に関する明確な基準の確立	●●		[草案段階]	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●		●		●●	●●	19
4.規制の一括登録と成文化		●	●			●					●		●●		●	●	9
5a. 規制改革監視のための特設機関の設立—恒常的な管理機関	●●		●●					●●	●●	●			●		●●	●●	14
5b. —暫定的委員会なしスタクフォー	●			●●	●●	●	●●	●		●●	●●	●			●		15
6.行政手続法なし規制手続法の制定			●●	●●	●●	●	●●	●	●●		●●	●●	●●		●●	●●	18
7.規制インパクト分析の計画	●●	●	●●	●			●●	●	●	●			●●		●●	●●	17
8a. 既存の規制の見直し—特別または1回限りの見直し	●●		●	●●	●	●	●●	●		●●	●	●	●●		●	●	17
8b. —システマティックかつ継続的な見直し								●									1
9.新たな規制案の審査	●		●	●		●	●	●●	●	●●	●		●		●	●●	15
10. 整合化と相互承認	●●	●●	●	●●	●●	●●	●●	●	●●	●●	●●	●●	●		●●	●	26
11. 規制代替措置の恒常的な利用なし多用	●●		●●	●	●	●	●●	●	●●	●		●			●●	●●	14
12. 規制計画手続きの見直し			●●	●●											●	●●	7
13. パブリック・コンサルテーション計画	●●		●●		●		●	●	●●	●	●●	●	●●	●●	●●	●	21
14. 規制改革に対する密着ないし議会の説明責任の改善			●●					●	●				●		●●		9
15. 規制当局の改革技術の向上	●		●	●	●								●●		●		7
点 数 計	22	5	25	18	12	11	12	19	19	13	14	9	23	6	24	24	256

これは95年までに各国が行った規制改革戦略である。10年前なので今とは若干違うのだが、この時点で日本が行った規制改革を国際比較するとどの程度進んでいたのかがわかる。これを見ると、さっき日本はよくやっているという話をしていたのだが、これは95年までのデータなので、日本のデータが悪いね。二つ点があるのは一番進んでいる、大半進んでいる。一つなのはある程度実施している、あるいは展開中。何も無いのはまだ手をつけていないということ。これを見ると日

本は空白があるので。その部分をどの項目なのか見てみると、「規制の一括登録と成文化」とある。規制の一括登録というのは、政府が行っている規制を、規制コードという形で一覧表として示すことをいう。アメリカ連邦政府では規制コードブックというのがあって、すぐにわかるようになっていたのだが、日本の場合はまだそこまでやっていない。各省庁が独自に規制実施しているわけで、どの省庁がどのような規制をやっているかについては一覧になっていない。

次に、規制改革監視のための特別機関の設立とある。これがまだ日本はまだであった。また次に、規制インパクト分析の計画とある。規制をしようというときに、あらかじめどういう影響が社会にあるかを予測して、社会に提示した上で規制を作りましょうということに他の国ではなっていたのだが、日本は当時まだやっていなかった。現在多少手をつけているがまだ弱い。

次に既存の規制の見直しというのがある。その中でも一つが特別または一回限りの見直し、もう一つはシステムティックかつ継続的な見直しなのだが、これらも日本はやっていなかった。下bざいでもまだ弱い。次に、規制代替措置の恒常的な利用ないし多用である。規制を改革してゆくのであれば、規制をやめよう、あるいは他のやり方に変えてゆこうということが課題になるのだが、まだ着手されていない。次に規制計画手続の見直し。そして規制改革に対する各省庁ないし議会の説明責任の改善。このあたりになると日本以外の国もやっていないところが多いのだが、日本も着手していない。最後に、規制当局の改革技術の向上。規制の技術を改善してゆくことね。これもやっていないということであった。

こういったことが課題になっていたということ。

1999年審査の勧告	審査以後の政府行動	評価と提言
1. 規制政策		
1997年に閣僚理事会で承認された規制改革報告書に基づき優れた規制原理を採用すること。	「経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限」、また「事前規制から事後規制への転換」という原理の下、需給調整に関する規制を廃止した。	改革措置を導く、より明確かつ包括的な一連の原理が引き続き必要とされている。同一の見直し基準が、経済的規制にも、社会的規制にも適用されるべきである。
特定の期日を切って、需給調整に関する規制を全廃すること。	需給調整に関する規制はほとんどすべての分野で廃止された。	同上

これは1999年にOECDは日本に対して規制改革を一層推進する用意という勧告を出した。この勧告がどのようなものであり、OECDがその勧告を出した後に日本政府はどういう行動を取ったか書いてある。一番右に日本政府の対応をどう評価するかまとめている。

まずは規制政策について。

マーク部分を見ること。

有効競争の導入、その迅速な実施および定期的な公的評価を完全なセットとして含む、分野包括的な改革計画の策定を通して、規制改革を拡大し、加速すること。	規制改革推進3カ年計画は前進を見、より野心的なものとなり、分野包括的な見直しに向かっている。年度ごとの見直しがその進化を保証している。	規制改革の活動は依然として、項目別アプローチに終始している。具体的な改革基準を採用することで、より包括的な見直しを促し、既得権者が改革案を弱める可能性を防ぐことができよ
---	---	--

<p>有効競争の導入、その迅速な実施および定期的な公的評価を完全なセットとして含む、分野包括的な改革計画の策定を通して、規制改革を拡大し、加速すること。</p>	<p>規制改革推進3カ年計画は前進を見、より野心的なものとなり、分野包括的な見直しに向かっている。年度ごとの見直しがその進化を保証している。</p>	<p>規制改革の活動は依然として、項目別アプローチに終始している。具体的な改革基準を採用することで、より包括的な見直しを促し、既得権者が改革案を弱める可能性を防ぐことができよう。</p>
<p>規制改革の決定を予算上、組織上の決定で追調査すること。</p>	<p>2002年に政策評価法が導入された。これは、原理的には、改革政策の決定と予算面、組織面での結果をより明確にリンクさせることを可能にしている。</p>	<p>政策評価の範囲を規制パフォーマンスを対象とするものにまで体系的に拡大すること：第三者機関による評価と総務省の審査を強化することで、政策評価の信頼性を高めること。</p>
<p>n. a</p>	<p>構造改革特区の推進</p>	<p>成功した措置が透明な仕方でも、またできるだけ効果的かつ迅速に全国規模で評価され、国中に適用されるようにすること。</p>

分野包括的な改革計画の策定というのは、各省ばらばらで規制改革をするのではなくて、日本政府全体として包括的な規制改革の計画を策定しなさいという勧告。それに対して評価は項目的アプローチに終始しているという厳しい評価。つまり日本政府全体として、どのような規制改革をしてゆくかということについての計画が弱いということ、取り上げている項目が全面に出てしまっていて、将来どのような社会にしてゆくのかということについて原理原則から話を進めているわけでは必ずしもないという評価をしている。

規制改革の決定を、予算上、組織上の決定で追調査するというのは、規制改革の決定を予算上の意志決定や組織上の意志決定につなげてゆくということ。

構造改革特区というのは、例えば千代田区には学校法人だけではなく、大学を運営する主体として株式会社が新規参入していいということになっている。こういうのが構造改革特区である。全国的に色んな提案を募ってそれぞれの地方にあった規制改革の試みができるようにしていった。

<p>2. 規制機関および制度</p>		
<p>首相の直接指揮下に置くか、</p>	<p>2001年に内閣府のなかに総</p>	<p>総合規制改革会議の影響</p>

<p>2. 規制機関および制度</p> <p>首相の直接指揮下に置くか、官庁に勧告をなす法的権限を賦与するかして、独立した、包括的な改革を目指している規制緩和委員会の能力を高めること。</p>	<p>2001年に内閣府のなかに総合規制改革会議が設置された。同会議は関連省庁と直接規制改革について交渉できるようになった。同会議に与えられていた3年間の任期は、2004年3月に更新され、同会議は規制改革・民間開放推進会議と名称を変更している。</p>	<p>総合規制改革会議の影響力と能力は著しく高められた。</p>
<p>狭義の規制の定義を超えて、改革下にある分野において競争を阻害している一連の政府政策を検討するため、規制緩和委員会の権限（命令権）を拡大すること。</p>	<p>総合規制改革会議の権限は拡大され、いまや経済問題、社会的サービスの提供および競争政策を含むより広範な問題を扱うに至っている。</p>	<p>同上</p>

<p>首相に対し規制改革の責任を負う永続的な事務局の創設に向け努力し、暫定的な措置として規制緩和委員会の専門知識を拡大・強化すること。</p>	<p>総合規制改革会議は、民間部門、省庁から派遣された30人のスタッフから成っている。</p>	<p>新規規制を審査し、RIAプロセスの調整を効率的に行う永続的なユニットを内閣府のなかに設けること。</p>
<p>重要なインフラ分野で、産業振興・政策立案機能を規制機能から分離すること。</p>	<p>政策立案機能と規制機能は、省庁内の異なる部局がそれを担うことはあるものの、いまもラインの省庁の支配下にある。経産省は既存の機関に代わる別の行政機関を立ち上げるため、研究を開始している。</p>	<p>同一省庁内での政策立案機能と執行機能の分化は、規制の独立性を確保するにはいまだ不十分である。より広い分野で変革を促し、規制機関が競争、透明性および結果の説明責任という一貫した原理で設計されるよう保証するには、もっと一般的なアプローチが必要である。</p>

RIAというのは規制インパクト分析のこと。

<p>3. 規制手段および手続</p>		
<p>行政手続法を改正し、許容できる規制活動を明確に定義し、行政行動によって苦</p>	<p>政府は、行政手続法の改正を同法に組み込むことで、その手続を義務づける根拠</p>	<p>もし改正がなされ、正しくモニターされ、執行されれば、こうした改正はさらに</p>

<p>できる規制活動を明確に定義し、行政行動によって苦しめられている人々に標準的な行政的・法的な救済措置を講じること。</p>	<p>を同法に組み込むことで、その手続を義務づける根拠を検討することになっている。文書による回答や決定基準の公開の義務づけを強化することが、重要な課題になろう。</p>	<p>モニターされ、執行されれば、こうした改正はさらに行政の透明性、結果の説明責任を改善することになる。</p>
<p>権力の乱用にあった人々に対し、法的なデュー・プロセスを標準化することで、許されない行政指導の形態をさらにチェックする体制を設けること。</p>	<p>政府は、2004年11月30日までに行政訴訟制度の見直しを行うと発表している。</p>	
<p>官庁の設置法や規制権限を他の行政機関に移譲することを記した法律のなかで、官庁行動の限界を明確に定義すること。</p>	<p>何らの措置も講じられていない。</p>	

<p>パブリック・コメント手続を効果的に実施し、審議会の公開に向けた手続を標準化すること。</p>	<p>パブリック・コメント手続、ノーアクション・レター制度が、それぞれ1999年、2001年に導入された。政府は、両制度で観察される欠陥を見直し、是正することを約束している。</p>	<p>見直しで、透明性、コミュニケーションおよびアクセスの容易性に関わる重要な懸念に必ず取り組むようにすること。</p>
<p>OECD のベスト・プラクティス勧告に基づき、すべての新規規制ないし規制の見直しに際し、全省庁にまたがり着実に RIA 計画を実施すること。</p>	<p>政府は、2004年3月19日に、RIA の導入を決定した。</p>	<p>OECD のベスト・プラクティスを基礎に RIA 制度を確立すること。その場合特に官庁の説明責任、RIA の責任の配分および目標設定などデザイン問題に注意すること。そこには、規制が通商や競争に及ぼす効果、(RIA ガイドラインの) 遵守比率のモニター、RIA の事後評価などを含めること。</p>

<p>中央にすべての規制要件を記載した一括登録制度を設けること。</p>	<p>日本は、新規の規制については、2001年以降、電子的な利用を義務づけている。</p>	<p>比率のモニター、RIAの事後評価などを含めること。何ら確固とした、有効な規制通覧は見あたらない。規制に関する単一の政府データ・ソースは、透明性を高めるためにも、省庁ルールに正当化を強いるためにも必要であり、設置されてしかるべきである。</p>
--------------------------------------	---	--

このように見てくると、OECDが出した対日勧告は非常に厳しいものであり、管理もまた厳しいものであるとわかるであろう。日本の規制という問題についても、先進国の間で批判が高まりつつあるのである。先進国の間で日本の規制改革に対する批判がOECDを通じてかなり厳しく出ている。改革を進めるという方向性を示されたと同時に、常に他の国から監視されているというのが大きな特徴になっている。

このようなOECDの行為は内政干渉ではないかという批判があるかもしれないが、環境問題や安全や安心の問題にしてもグローバルな問題になってきているので、そうなってくると適切な規制のあり方が常に日本人だけではなく外国人からも大きな関心となってきているということが重要なである。

政策評価における規制

政策評価という枠組みで規制を見るとどうなるか。

・政策評価法(2001)では、規制は事前評価の義務づけ対象外。義務づけられたのは、研究開発・公共事業・ODAの3分野。

この評価法の中で規制の意志決定を、予算や組織につなげてゆく。予算改革、組織上の改革に規制の改革をつなげてゆくという仕組みができたのだが、実際どうなっているのかを見ると、規制は事前評価の対象外になっている。現在は上の3分野になっている。

・だが、これらに続く第4分野として、閣議決定の趣旨を反映し、各府省は自主的に取り組みつつある。

規制については第4分野として法律ではなく、閣議決定の枠で各省が取り組むという段階にある。

・「規制については、規制改革の推進に関する類似の閣議決定の趣旨を踏まえ、政策評価に必要な情報・データの収集を進め、積極的に実施に向けて取り組むものとする。」(2001.12.28閣議決定)

規制改革・民間開放推進3カ年計画における規制

3カ年計画において規制がどのように位置づけられているか。

レポートにはどういう分野が問題になったのかが出た。まずは教育。現在国際学力試験の結果が出て、日本がどんどん下がっているということで問題になっているが、教育の規制改革については、まず視点があって具体的な課題があって、どういう方向にもっていくかが書いてある。具体的に見

ると、教員の評価や学校評価制度を強化するなどがある。これは実際に何%の学校で学校選択制が行われているかというデータが載っている。次に雇用の分野である。安倍首相の時に再チャレンジということがいわれたのだが、派遣労働者も一つの問題になっている。農業分野については問題ないとなっている。一体的な取り組みが重要だということで、一つは担い手の問題、意欲と労力のある担い手を引っ張ってくる、担い手の農地利用の円滑化、担い手の育成・支援策、環境整備が課題になっている。

やはり規制改革を推進する最大のプロモーターは内閣総理大臣なのである。首相が強い意志を持って規制改革をするんだということがあって初めて規制改革・民間開放推進会議が活きるのである。各省や各省にぶら下がっている族議員や業界の既得権を無くしていくということで、このような仕組みになっている。

- ・ 2004年度以降、各府省は、規制影響分析を試行的に実施(2004.3.19閣議決定)。
- ・ 規制の内容(規制の目的・必要性等を含む)。

中心となるのは、規制をすることによって、どういう費用と便益が発生するかを予測して、費用と便益を働きかしてみようということが規制影響分析のポイントである。

- ・ 費用分析(規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計)。
- ・ 便益分析(規制実施による産業界や国民への便益、社会的便益の推計)。
- ・ 想定できる代替手段との比較考量。
- ・ 規制を見直す条件。
- ・ レビューを行う時期。

規制の新設審査

- ・ 閣議決定(1994.2.15)に基づき94年から実施。
- ・ 日本経団連による規制の新設審査への提言。
- ・ 「新たな規制の制定に際しては、・・・政策評価の視点(規制の必要性、規制内容の妥当性、重複規制の排除と他の規制との整合性確保、期待される効果、予想される国民負担、制定手続きの透明性など)から、内容を厳格かつ客観的に評価・審査すべき」(「『民主導・自律型システム』の確立に向けた新たな規制改革の推進方策についてー日本経団連新ビジョンに基づく規制改革プログラム」)

規制を申請するときの審査をより厳密にやるには規制をすることでどういう費用と便益が発生するか、これをきちんと予測しようということが04年から加わったのである。

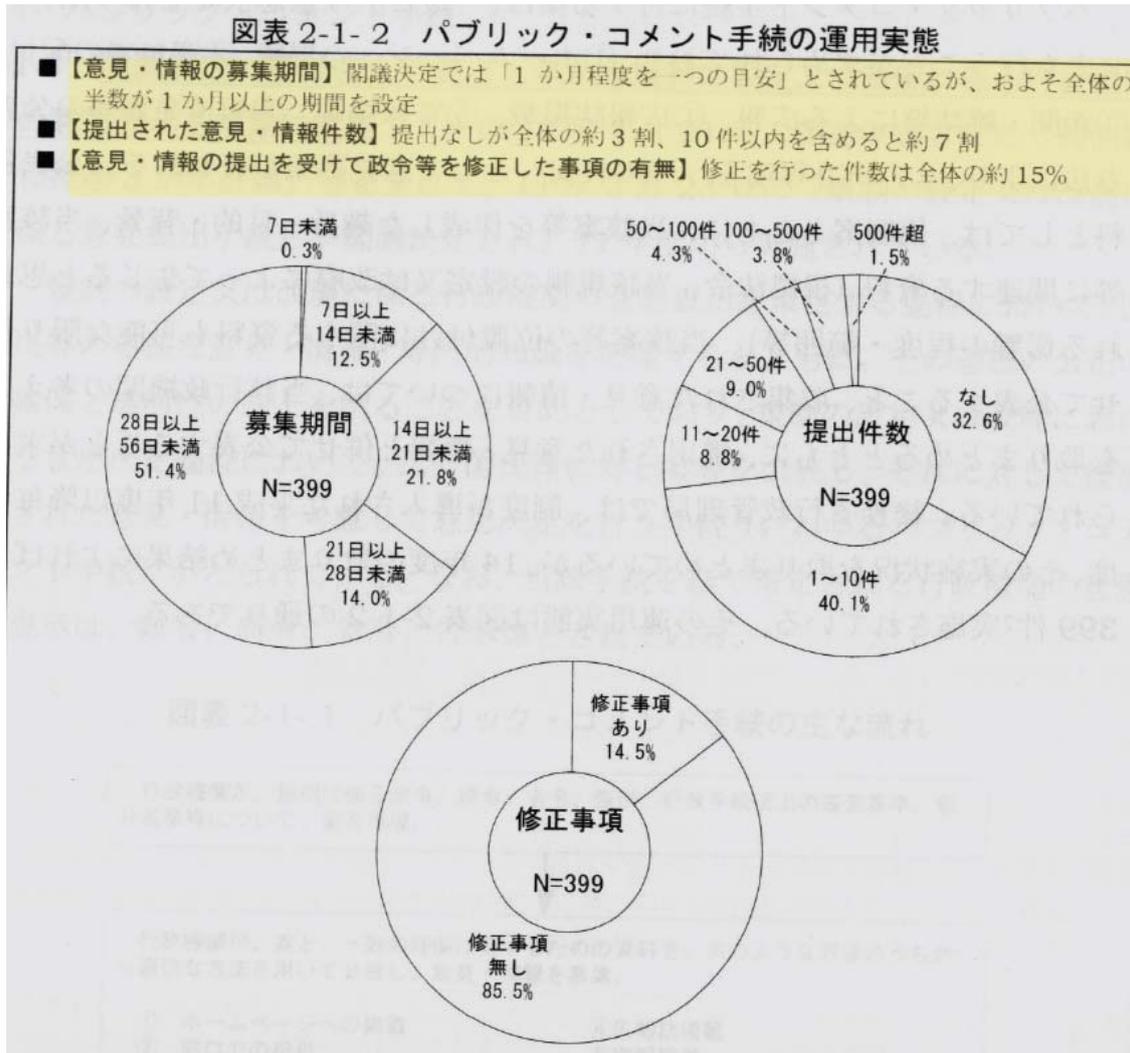
パブリック・コメント手続き

これもOECDの勧告に出てきた。

- ・ 閣議決定(1999.3.23)に基づき、99年から規制の設定または改廃に係わる行政機関の意思決定

を対象に実施

一般のコメントを募る手続=パブリックコメント



上のまとめから見ると、コメントは受け付けるが出てきても修正されるのは15%であまりないということがわかる。

- 規制に関する政策評価の制度と方式
 - 規制制定過程内に行われる評価制度
 - ・規制影響分析 (Regulatory Impact Analysis: RIA)
 - ・規制影響分析の「レビュー」
 - 規定制定後に行われる評価制度
 - ・規制影響分析の「メタ評価」
 - ・プログラム評価

図表 2-2-1 諸外国における規制に関する政策評価制度

規制に関する政策評価制度		米国	英国	カナダ	豪州	ニュージーランド
規制制定過程内	規制所管府省による RIA	◎ Economic Analysis	◎ Regulatory Impact Assessment	◎ Regulatory Impact Analysis Statement	◎ Regulatory Impact Statement	◎ Regulatory Impact Statements
	RIA のレビュー	◎ 行政管理予算庁 (OMB) Office of Management and Budget	◎ 内閣府 (CAO) Cabinet Office	◎ 枢密院事務局 (PCO) Privy Council Office	◎ 生産性委員会 (PC) Productivity Commission	◎ 経済開発省 (MED) Ministry of Economic Development
	RIA のメタ評価	◎ 会計検査院 (GAO) General Accounting Office	◎ 会計検査院 (NAO) National Audit Office	○ 内閣財務委員会事務局 (TBS) Treasury Board Secretariat	◎ 生産性委員会 (PC)	—
規制制定後	◎ 第三者的機関によるプログラム評価	◎ 会計検査院 (GAO)	◎ より良い規制タスクフォース (BRTF)	—	—	—

- 規制に関する政策評価の制度と方式
- 規制制定過程内に行われる評価制度
 - ・規制影響分析 (Regulatory Impact Analysis: RIA)
 - ・規制影響分析の「レビュー」
 - 規定制定後に行われる評価制度
 - ・規制影響分析の「メタ評価」
 - ・プログラム評価

図表 2-2- 1 諸外国における規制に関する政策評価制度

規制に関する政策評価制度		米国	英国	カナダ	豪州	ニュージーランド
規制制定過程内	規制所管府省による RIA	◎ Economic Analysis	◎ Regulatory Impact Assessment	◎ Regulatory Impact Analysis Statement	◎ Regulatory Impact Statement	◎ Regulatory Impact Statements
	RIA のレビュー	◎ 行政管理予算庁 (OMB) Office of Management and Budget	◎ 内閣府 (CAO) Cabinet Office	◎ 枢密院事務局 (PCO) Privy Council Office	◎ 生産性委員会 (PC) Productivity Commission	◎ 経済開発省 (MED) Ministry of Economic Development
	RIA のメタ評価	◎ 会計検査院 (GAO) General Accounting Office	◎ 会計検査院 (NAO) National Audit Office	○ 内閣府委員会事務局 (TBS) Treasury Board Secretariat	◎ 生産性委員会 (PC)	—
規制制定後	第三者の機関によるプログラム評価	◎ 会計検査院 (GAO)	◎ より良い規制タスクフォース (BRTF) Better Regulation Task Force	—	—	—
	規制所管府省によるプログラム評価	◎	◎	◎	◎	—

資料) 各国政府公表資料を基に作成

注) ◎: 制度的に実施されている (制度的に実施されることが予定されている)

—: 制度的には実施されていない

○: 過去に単発的に実施された事例あり

【参考 4】諸外国における RIA の取組状況

	米国	英国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド
呼称	Economic Analysis	Regulatory Impact Assessment	Regulatory Impact Analysis Statement	Regulation Impact Statement	Regulatory Impact Statements
評価制度所管府省	行政管理予算庁 (OMB) 情報・規制問題室 (OIRA)	内閣府 (CAO) 規制インパクトユニット (RIU)	枢密院事務局 (PCO) 規制問題部 (RAD)	生産性委員会 (PC) 規制レビュー室 (ORR)	経済開発省 (MED) 規制影響分析ユニット (RIAU)
実施根拠	大統領令 12866 (1993 年)	首相声明 (1998 年)	カナダ政府規制政策 (1999 年)	首相声明 (1997 年)	内閣府通達 CO (98) 5 (1998 年)
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> 記載すべき項目について、特段示されておらず、各府省・各担当者がそれぞれの様式にて作成。 OMB が要請する経済分析は「規制の必要性に対する言及」「代替案の検討」「もたらされる費用・便益の分析」の 3 項目 	1. 目的・意図する効果 - 目的 - 背景 - リスクアセスメント 2. 代替案 (Options) 3. 費用・便益 4. 公平・公正 5. 中小企業へのコンサルテーション 6. 競争アセスメント 7. 執行・強制措置 8. モニタリング・見直し 9. コンサルテーション - 政府部内 - パブリックコンサルテーション 10. 要約・提言	1. 問題の記述 2. 代替案 (Alternatives) 3. 費用・便益の分析 - ビジネスインパクトテスト - 環境インパクト - 規制負荷 4. コンサルテーション 5. 遵守・執行 6. 連絡先	1. 問題の特定 2. 意図する目的 3. 代替案 (Options) 4. 費用・便益の分析 - 影響を受けるグループの特定 - 費用・便益の分析 - 競争制限 - 他に考慮すべき問題 5. コンサルテーション 6. 結論・提言 7. 執行・見直し	1. 問題・対応の必要性 2. 目的 3. 代替案 (Options) 4. 純便益 - 費用・便益の分析 5. コンサルテーション
		下位法令 (法律対象外) 重要な規制 (年間 1 億米ドル以上の経済的影響) が分析対象	法律・下位法令 事業者等での費用発生・費用削減効果が皆無・僅少な規制、事前に定められた方式により自動的に改定される法定料金の改定は分析対象外	下位法令 (法律対象外) 主要な規制 (5 千万加ドル以上の費用、一般市民の受容性が低いとされるもの) はより詳細な分析を実施	法律・下位法令 事業者等に直接的・間接的な影響を及ぼさない規制、既存規制の微細な修正・自動的な修正等は分析対象外

規制の名称	OOI に関する届出制の導入 (OOI に関する認可制の緩和)		
担当部署	OO省 OO局 OO課	電話番号: 03-****-****	e-mail: *****@****.go.jp
	担当部署	電話番号: 03-****-****	e-mail: *****@****.go.jp

規制の名称	〇〇に関する届出制の導入（〇〇に関する認可制の緩和）				
担当部局	〇〇省〇〇局〇〇課 △△省△△局△△課	電話番号： 03-****-**** 電話番号： 03-****-****	e-mail： *****@****.go.jp e-mail： *****@****.go.jp		
評価実施日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
規制の内容・目的	根拠条文等：				
想定され得る選択肢	◆選択肢 1：	〇〇に関する届出制の導入			
	◆選択肢 2：	〇〇に関する規制の撤廃			
	◆選択肢 3：	〇〇について税制支援を行う			
	◆選択肢 4：	〇〇について予算措置を講じる			
期待される効果	効果の要素	選択肢 1 の場合	選択肢 2 の場合	選択肢 3 の場合	選択肢 4 の場合
想定される負担	負担の要素	選択肢 1 の場合	選択肢 2 の場合	選択肢 3 の場合	選択肢 4 の場合
	実施に要する負担 （行政コスト）				
	実施により生じる負担 （遵守コスト）				
	その他の負担 （社会コスト）				
各選択肢間の比較					
備考	〇〇審議会答申において△△となっている。				
レビュー時期	平成〇〇年〇〇月末までに行う。				

規制影響分析書（レビュー時）

（別添 2）

規制の名称	〇〇に関する届出制の導入（〇〇に関する認可制の緩和）				
担当部局	〇〇省〇〇局〇〇課 △△省△△局△△課	電話番号： 03-****-**** 電話番号： 03-****-****	e-mail： *****@****.go.jp e-mail： *****@****.go.jp		
評価実施日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
規制の内容・目的	根拠条文等：				
期待される効果	効果の要素	事前分析		レビュー時	
想定される負担	負担の要素	事前分析		レビュー時	
	実施に要する負担 （行政コスト）				
	実施により生じる負担 （遵守コスト）				
	その他の負担 （社会コスト）				
備考	〇〇審議会答申において△△となっている。				
事前分析で規制案を 選択した理由					
結論	引き続き〇〇に関する届出制を維持することが適当である。				
次回レビュー時期	平成〇〇年〇〇月末までに行う。				

表 2-1 推計結果の概要

分野		①基準年度	②規制改革による価格下落率(推計)	③規制改革による需要量増加率(推計)	④2002年度における利用者メリット(推計)	
電気通信	移動体通信	1993	-50.5%	1,251.6%	17,205億円	
運輸	国内航空	1992	-23.0%	15.5%	2,739億円	
	鉄道*	JR	1996	-2.0%	0.0%	2,390億円
		大手民鉄	1996	-16.3%	4.6%	
	タクシー*	1996	-2.0%	0.1%	52億円	
	トラック*	1989	-23.2%	8.8%	38,763億円	
自動車登録検査制度*	1994	—	—	8,298億円		
エネルギー	電力	1994	-18.6%	9.0%	24,811億円	
	都市ガス	1994	-12.5%	5.8%	1,674億円	
	石油製品	ガソリン	1993	-26.7%	7.2%	22,714億円
		軽油	1993	-10.0%	1.0%	
灯油		1993	-30.9%	5.6%		
金融	株式売買委託手数料	1993	-65.5%	15.6%	3,850億円	
	損害保険	1995	—	—	2,742億円	
飲食料品	米	1994	-27.9%	1.5%	11,709億円	
	酒類*	ビール・発泡酒	1991	-9.1%	4.3%	5,465億円
		清酒	1991	-1.5%	0.7%	
		果実酒	1991	-13.1%	30.4%	
再販指定商品	化粧品	1996	-7.4%	2.0%	926億円	
	医薬品	1996	-7.9%	9.4%		

合計 14兆3,338億円

注：① 分析対象とした規制改革が始まる前の年度。②③は、基準年度と2002年度との比較。④は基準年度から2002年度までの利用者メリット増加額（ただし、*の分野における価格低下率・需要量増加率は2001年度との比較。したがって、2002年度における利用者メリットは見込値）。

② 価格は規制改革以外にも原材料費等の変動により変化するが、ここではこれらを除く「規制改革による価格低下」を推計。

③ 推計された「規制改革による価格低下」(②)によって生じる理論的な需要増加率。

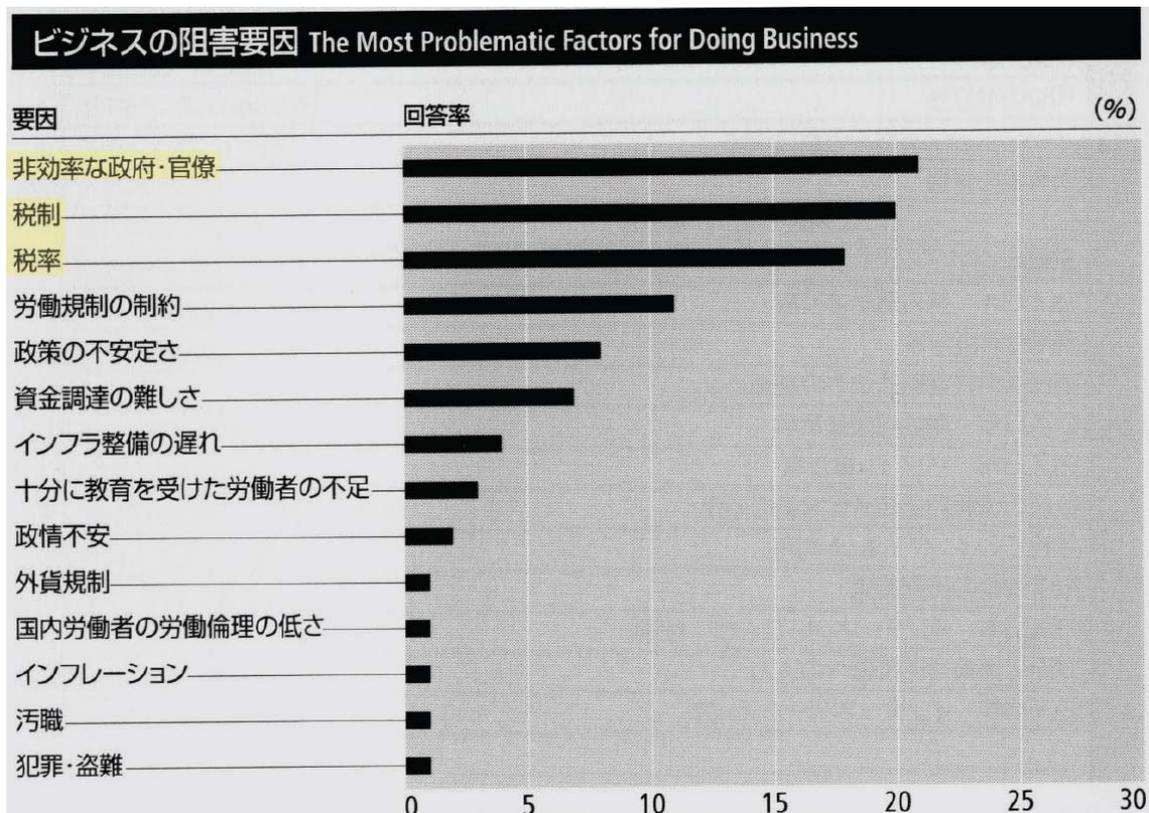
④ ②③を基に推計。

これは規制改革の便益がどのくらいだったのかを表したものである。移動体通信というのは携帯電話。

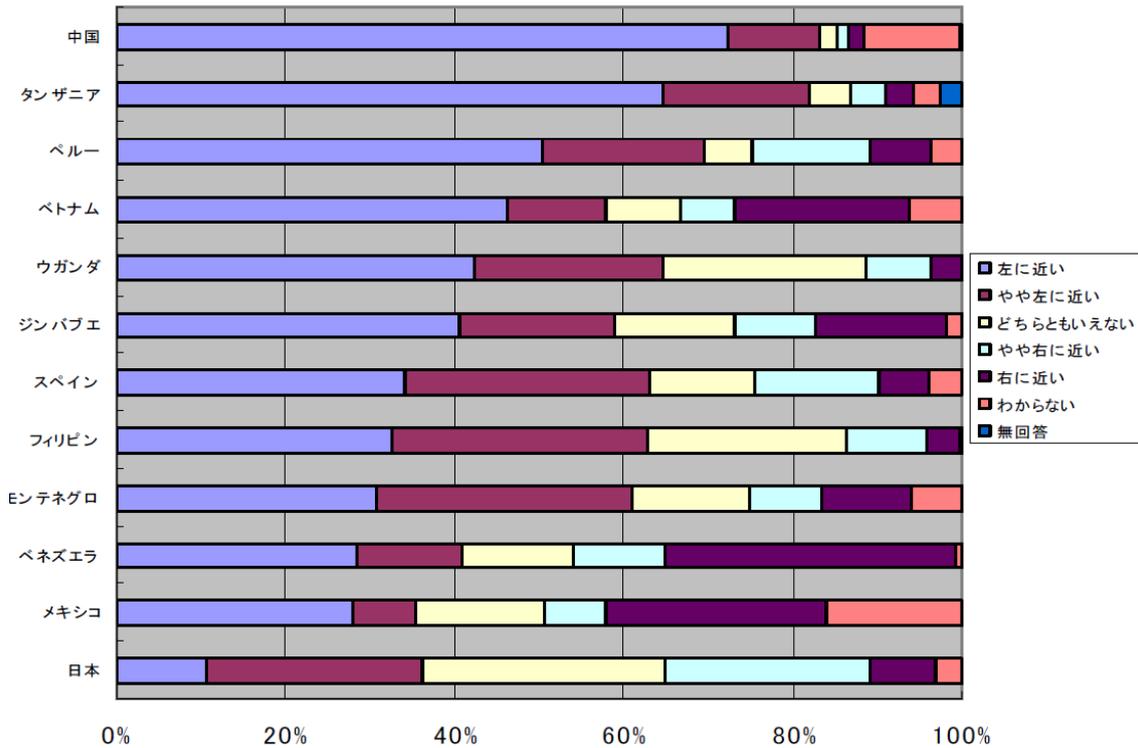
国名	BCIランキング								「企業の活動と戦略」 ランキング								国のビジネス環境の質								2004年 1人当たりGDP (購買力平価で 調整後)
	2005	2004	2003	2002	2001	2000	1999	1998	2005	2004	2003	2002	2001	2000	1999	1998	2005	2004	2003	2002	2001	2000	1999	1998	
アメリカ合衆国	1	1	2	1	2	2	1	1	1	2	2	1	1	2	1	2	2	2	1	2	2	1	1	39,498	
フィンランド	2	2	1	2	1	1	2	2	9	7	4	4	2	3	7	8	1	1	1	2	1	1	2	2	29,305
ドイツ	3	3	5	4	4	3	6	4	2	1	1	2	4	1	5	1	4	5	9	4	4	6	5	8	28,889
デンマーク	4	7	4	8	8	6	7	8	4	9	7	9	9	8	9	10	3	3	3	9	10	4	6	7	33,089
シンガポール	5	10	8	9	9	9	12	10	14	13	12	14	15	15	14	12	5	8	4	5	9	5	12	6	26,799
イギリス	6	6	6	3	7	8	10	5	6	8	8	3	7	11	13	9	6	4	6	3	8	9	8	5	28,968
スイス	7	5	7	5	5	5	5	9	5	4	5	5	5	5	2	3	7	7	8	6	5	10	9	10	31,690
日本	8	8	13	11	10	14	14	18	3	3	6	7	8	4	4	7	10	11	20	17	16	19	19	19	29,906
オランダ	9	9	9	7	3	4	3	3	8	6	10	8	3	7	8	5	8	9	11	10	3	3	3	4	29,253
オーストリア	10	16	17	12	11	13	11	16	11	14	13	12	11	12	10	11	9	17	18	12	12	12	13	17	31,406
フランス	11	12	10	15	13	15	9	11	10	10	9	10	10	9	6	6	11	16	14	21	13	15	11	13	27,913
スウェーデン	12	4	3	6	6	7	4	7	7	5	3	6	6	6	3	4	14	6	5	8	6	11	7	9	28,205
カナダ	13	15	12	10	12	11	8	6	18	16	14	13	14	16	12	15	13	13	10	7	11	8	4	3	32,921
台湾	14	17	16	16	21	21	19	20	13	12	16	16	20	18	17	16	15	20	16	13	21	21	22	21	25,614
オーストラリア	15	13	11	14	14	10	13	15	23	19	18	19	24	20	19	22	12	12	7	11	7	7	10	12	29,682
ベルギー	16	14	15	13	15	12	15	19	12	11	11	11	12	10	11	13	17	19	17	15	14	13	15	18	30,062
アイスランド	17	19	14	17	16	17	22	24	15	17	15	17	16	14	21	28	18	18	12	14	15	16	21	23	33,269
ニュージーランド	18	18	18	22	20	19	16	17	21	20	23	25	19	22	16	19	16	15	13	20	20	17	14	16	23,925
アイルランド	19	22	21	20	22	22	17	13	16	22	17	15	17	19	20	18	20	22	22	22	22	22	17	14	31,263
香港	20	11	19	19	18	16	21	12	20	15	22	24	21	23	24	17	19	10	15	16	17	14	18	11	30,558
ノルウェー	21	20	22	21	19	20	18	14	22	23	21	23	23	21	23	14	21	14	21	19	19	18	16	15	40,005
イスラエル	22	21	20	18	17	18	20	21	19	18	20	20	18	13	18	21	22	21	19	18	18	20	20	20	22,077
マレーシア	23	23	26	26	37	30	27	27	24	28	26	27	37	30	25	34	23	23	24	26	37	30	31	26	10,423
韓国	24	24	23	23	26	27	28	28	17	21	19	21	26	25	27	24	24	28	25	23	29	28	30	28	21,305

国名	BCIランキング								「企業の活動と戦略」 ランキング								国のビジネス環境の質								2004年 1人当たりGDP (購買力平価で 調整後)
	2005	2004	2003	2002	2001	2000	1999	1998	2005	2004	2003	2002	2001	2000	1999	1998	2005	2004	2003	2002	2001	2000	1999	1998	
アメリカ合衆国	1	1	2	1	2	2	1	1	1	2	2	1	1	2	1	2	2	2	2	1	2	2	1	1	39,498
フィンランド	2	2	1	2	1	1	2	2	9	7	4	4	2	3	7	8	1	1	1	2	1	1	2	2	29,305
ドイツ	3	3	5	4	4	3	6	4	2	1	1	2	4	1	5	1	4	5	9	4	4	6	5	8	28,889
デンマーク	4	7	4	8	8	6	7	8	4	9	7	9	9	8	9	10	3	3	3	9	10	4	6	7	33,089
シンガポール	5	10	8	9	9	9	12	10	14	13	12	14	15	15	14	12	5	8	4	5	9	5	12	6	26,799
イギリス	6	6	6	3	7	8	10	5	6	8	8	3	7	11	13	9	6	4	6	3	8	9	8	5	28,968
スイス	7	5	7	5	5	5	5	9	5	4	5	5	5	5	2	3	7	7	8	6	5	10	9	10	31,690
日本	8	8	13	11	10	14	14	18	3	3	6	7	8	4	4	7	10	11	20	17	16	19	19	19	29,906
オランダ	9	9	9	7	3	4	3	3	8	6	10	8	3	7	8	5	8	9	11	10	3	3	3	4	29,253
オーストリア	10	16	17	12	11	13	11	16	11	14	13	12	11	12	10	11	9	17	18	12	12	12	13	17	31,406
フランス	11	12	10	15	13	15	9	11	10	10	9	10	10	9	6	6	11	16	14	21	13	15	11	13	27,913
スウェーデン	12	4	3	6	6	7	4	7	7	5	3	6	6	6	3	4	14	6	5	8	6	11	7	9	28,205
カナダ	13	15	12	10	12	11	8	6	18	16	14	13	14	16	12	15	13	13	10	7	11	8	4	3	32,921
台湾	14	17	16	16	21	21	19	20	13	12	16	16	20	18	17	16	15	20	16	13	21	21	22	21	25,614
オーストラリア	15	13	11	14	14	10	13	15	23	19	18	19	24	20	19	22	12	12	7	11	7	7	10	12	28,682
ベルギー	16	14	15	13	15	12	15	19	12	11	11	11	12	10	11	13	17	19	17	15	14	13	15	18	30,062
アイスランド	17	19	14	17	16	17	22	24	15	17	15	17	16	14	21	28	18	18	12	14	15	16	21	23	33,269
ニュージーランド	18	18	18	22	20	19	16	17	21	20	23	25	19	22	16	19	16	15	13	20	20	17	14	16	23,925
アイルランド	19	22	21	20	22	22	17	13	16	22	17	15	17	19	20	18	20	22	22	22	22	22	17	14	31,263
香港	20	11	19	19	18	16	21	12	20	15	22	24	21	23	24	17	19	10	15	16	17	14	18	11	30,558
ノルウェー	21	20	22	21	19	20	18	14	22	23	21	23	23	21	23	14	21	14	21	19	19	18	16	15	40,005
イスラエル	22	21	20	18	17	18	20	21	19	18	20	20	18	13	18	21	22	21	19	18	18	20	20	20	22,077
マレーシア	23	23	26	26	37	30	27	27	24	28	26	27	37	30	25	34	23	23	24	26	37	30	31	26	10,423
韓国	24	24	23	23	26	27	28	28	17	21	19	21	26	25	27	24	24	28	25	23	29	28	30	28	21,305

これは経営者の視点から日本政府の規制改革をどう評価しているかを示したものである。BCIランキングというのは日本の競争力が98年から05年にかけてどのように変わっていったかを示している。これには二つの要素があって、一つは企業である。企業の活動と戦略、つまり企業側のランキングと、もう一つは国のビジネス環境の質、つまり企業の経済活動を取り巻く環境の質がどうであるかである。これを見ると、明らかに企業の方の成績、ランキングは非常に高いのだが、ビジネス環境のランキングは非常に低い。全体として8位となっている。では日本でビジネスを行う際に阻害要因となっているものは何だろうか、グローバル経営者は何と考えているのかトイカのグラフで示した。



目指すべき社会システムC)規制を通じ国民生活の安全と経済の安定を守る社会VS規制を排除し自由活動と自己責任に委ねる社会



日本の一般市民は規制をどう見ているか。それを示したのがこの図である。世界各国の市民にも同じ質問をして調査したものである。日本は規制を通じて国民生活の安全と経済の安定を守る社会が良いといったのは少ない。また規制を排除して自由活動と自己責任に委ねる社会が良いといった人も少ない。多いのは、中間領域、どちらでもないといった人が多かった。

もう一つの図はあまりに細かいので貼らない。質問内容は、理想社会システムはどちらがいいか。一つは競争は働く気を起こらせて好ましい、もう一つは競争は有害である。

日本は、競争が好ましいという人も、有害であるという人も少ないわけで、中間領域の人が非常に多いということがわかる。規制に関しては日本人は、競争も規制も極端なものは望んでいない。ほどほどの競争と規制が望ましいと答える人が多い。

結論としては、日本はこれまでの80年代の発展途上国から先進国に追いつこうということをしてきた。つまり、いわゆる発展型国家ということをしてきた。そういう意味では、発展型国家においては、ガバナンスということよりは、まずは早く経済発展をしようということで、政官業の既得権に対して寛容であった。全体として豊かになるのであれば、多少既得権があったっていいじゃないか、先進国に追いつくのであればそれでいいじゃないかという風になっていた。しかし、実際に先占国に追いついて追い越し始めたらどうということが求められるかということ、やはり政官業の既得権というものの自体がおかしいのではないかと、ガバナンスということをもう少し考えなければいけないのではないのかということになってきた。ガバナンスというのは、生活者や納税者など、一般市民にとっての政府というものが適切に政策決定の仕組みとして反映されているようなものである。そういう意味では、言い換えると民主主義の質を高めるということが日本にも求められるようになって

てきたと思われる。そして、ガバナンスや民主主義というものが規制についても求められるようになってきたと思われる。従って、規制の緩和や規制の改革といった課題もガバナンスを実現してゆく、ガバナンスをよくしてゆくということに絞られていったように思える。そして規制のガバナンスをよくする一つの重要な要因として、OECDのような第三者の国際機関が果たしてきた役割が大変大きなものになっているということを見てきた。OECDが出している色んなデータを見てみると、日本というものが各国との同じ土俵の上で評価されるようになってきている。補pかの国の規制と比べて日本の規制はどうなのかということが、例えばOECDの非常に権威のある機関によって明らかにされようとしてきている。そういう意味では既得権を維持しようとするのが非常に難しくなっている。日本は先進国になった以上は、先進国として振る舞うことが求められてきているということがわかるであろう。

最後に、ビジネスで活躍している人が日本政府をどういう風に見ているかということ、非常に非効率である、あるいは税金が高いという風に見られている。今日本は消費税を上げるといっているが、世界的な傾向で見ると今は減税なのである。後数年でアメリカとイギリスの相続税が廃止されるということが政治課題として非常に近くなっている。日本では財政赤字を改善させるためには増税だといっているが、そんなことをしたらグラフにあるように、グローバル企業の経営者達は日本を捨てて他の国でビジネスした方が良いと判断して逃げてしまう。そうなると優秀な経営者が日本から外国に逃げてしまう。結局増税をしたら人が逃げてしまうということになってしまう恐れがあるのである。ただ最後に見たのは、日本の国民は規制に関して、極端な規制を望んでいるわけでもなく、極端な競争を望んでいるわけでもないということがわかった。ほどほどのレベルの社会を望んでいるということがわかった。この規制のガバナンスという視点は今後も重要な視点であると思うので、よく考えて整理してもらいたい。以上。